

一般社団法人声をかける

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人声をかけると称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者・障害者・疾病者・児童などを主な対象として、社会参加と生活の質の向上を支えるための活動を行うことを主たる目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 社会参加を目的とした福祉施設内レクリエーションの開催事業
- 2 社会参加を目的とした地域イベントの開催事業
- 3 生活の質の向上のための声かけ個別訪問事業
- 4 生活の質の向上を啓発・教育するための小冊子の編集、配布事業
- 5 生活援助、社会参加などのための外出支援事業
- 6 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 この法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
2 社員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

- 第6条 社員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

- 第7条 社員は、いつでも退社することができる。
ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

- 第8条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

- 第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退社したとき。
(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
(3) 1年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。
(5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

- 第10条 定時社員総会は、毎年4月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第11条 社員総会は、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

- 第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

- 第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

- 第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

- 第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

- 第 16 条 この法人に、次の役員を置く。
理事 1 名以上
2 **理事のうち 1 名を代表理事とする。**

(選任)

- 第 17 条 **理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。**
ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2 **代表理事は、理事の互選によって定める。**

(任期)

- 第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 19 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

- 第 20 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 21 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

- 第 22 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 23 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。
これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第 24 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。
一 事業報告
二 貸借対照表
三 損益計算書
2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

- 第 25 条 この法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第29条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和4年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第30条 この法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 富永幸二郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 神奈川県横浜市南区六ッ川2-23-27-102

設立時社員 富永幸二郎

住所 神奈川県横浜市南区六ッ川2-23-27-102

設立時社員 富永季子

(法令の準拠)

第32条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人声をかける設立のため、この定款を作成し、
設立時社員が次に記名押印する。

令和3年9月1日

設立時社員 富永幸二郎 印

設立時社員 富永季子 印